

◆公民館検討資料

近隣の市町における公民館の建設・リニューアル状況について

(1) 公民館の設置、改修（リニューアル）について

公民館は、社会教育法第 21 条の規定により、市町村が設置することとなっている。建設やリニューアルにあたり活用できる財源として国の補助金があるものの、条件があり一律には利用できない。（条件の例：都市再生整備計画の中でまちづくりに必要な施設であること、耐震改修、など）

(2) 近隣市町の公民館の状況

市町教育委員会に聞き取り調査をしたところ、以下の表のとおりであった。

（参考として、公民館以外の施設を公民館に準じて利用しているケースも記載）

市町名	公民館数	建設・リニューアルなどの状況
黒部市	17	〔リニューアル状況〕 <ul style="list-style-type: none"> 村椿公民館は、空き家になった農協施設を購入し改修した。 〔その他〕 <ul style="list-style-type: none"> 施設整備に国の補助がある農林水産業関連施設（例：農村環境改善センター）を実質的に公民館として利用している例が前沢公民館（農村環境改善センター内）など計 6 館ある。
入善町	11	〔リニューアル状況〕 <ul style="list-style-type: none"> 耐震基準を満たしていない館が 4 館ある。うち、野中と舟見は社会資本整備総合交付金（国の交付金）を利用して建替える予定。
朝日町	11	〔リニューアル状況〕 <ul style="list-style-type: none"> 予定なし。 〔その他〕 <ul style="list-style-type: none"> 廃校となった小学校跡地に農水省補助の施設を建設し、公民館に準じた利用がされている。（大家庄、山崎、南保、笹川）
滑川市	10	〔リニューアル状況〕 <ul style="list-style-type: none"> 耐震基準を満たしていない館が 4 館あり、24 年度は耐震補強の実施設計を行っている。今後、順次工事にとりかかる。